

秋田県職務育成品種要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県職務育成品種要綱（平成19年3月30日農畜－5000、以下「要綱」という。）の施行に際し、必要な事項を定めるものとする。

(職務育成品種を育成した職員の範囲)

第2条 職務育成品種を育成した職員とは、当該品種の作出に関し育種等試験の計画段階から新品種候補となるまでの交配、選抜等に具体的かつ実質的に参画した者及びその行為について具体的かつ継続的に指示指導を担当した者をいう。ただし、交配、選抜等育成のための行為が行われた期間及びそれに関連した期間に当該研究機関に所属していた職員で、その所属していた全期間において、次の各号に該当していた者は除く。

- (1) 農業試験場、果樹試験場、水産振興センター、林業研究研修センター及び総合食品研究センター（以下「研究機関」という。）の長（以下「場長等」という。）及び研究機関の内部組織の長並びに事務職員
- (2) 園場管理労務に携わった単純労務職員及び臨時職員
- (3) 優良系統候補として選抜された育種材料の系統特性試験及び地域適応性試験等の協力者

(育成の申出の方法等)

第3条 要綱第3条第1項の申し出は、新品種候補系統の申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。

- (1) 育成をした品種の内容を詳細に記載した書類
- (2) 当該品種の育成をするに至った経過を詳細に記載した書類
- (3) 当該品種の育成が二人以上の職員の共同又は職員以外の者との共同によりなされた場合にあっては、当事者間において協議により決定された当該品種に対する権利の持分比率を記載した書類（様式第2号）

(県による出願の決定)

第4条 場長等が、要綱第4条第1項により県において品種登録の出願をする旨の決定をする品種は次に掲げるものとする。

- (1) 当該品種の特性が優良であって、県内外ともにその適切な普及を図る上で、特に必要があると認めた場合
 - (2) 当該品種が優良な特性をもち、その特性に関して県内産地を育成する観点や学術的な見地等から、育成者の権利を保護する上で特に必要があると認めた場合
- 2 前項の規定により出願の決定をする品種の審査基準は、別に定める。

(職務育成品種審査会)

第5条 要綱第5条の規定により開催する審査会は次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 要綱第4条第1項の規定による職務育成品種の認定
- (2) 要綱第4条第2項の規定による品種登録出願
- (3) 要綱第6条第2項の規定による出願者の名義変更又は育成者権の移転
- (4) 種苗法第5条第1項第3号の規定による出願品種の名称。ただし、県ブランド確立に大きく寄与する品種であるなど特別な理由がある場合はこの限りではない。
- (5) 種苗法第21条の規定による種苗の利用条件
- (6) 要綱第13条の規定による品種登録の継続又は中止
- (7) その他必要と認める事項

2 審査会の組織は次のとおりとする。

- (1) 審査会の委員は、農林水産部次長、農林政策課長、水田総合利用課長、農業経済課長、農業経済課販売戦略室長、園芸振興課長、食のあきた推進課長とする。
- (2) 審査会のアドバイザーは、育成者の所属先の場長等とする。
- (3) 議長は農林水産部次長をもって充て、会務を総理する。
- (4) 議長に事故があるときは、農林政策課長が議長の職務を代理する。

3 審査会の庶務は、農林政策課研究推進チームがあたる。

(育成者権の移転手続き等)

第6条 要綱第6条第2項により出願者の名義を県に変更する旨の決定、又は育成者権を県に移転する旨の決定をする品種は、第4条第1項の規定に準ずるものとする。

- 2 要綱第6条第2項により出願者の名義を県に変更した場合又は育成者権を県に移転した場合にあっては、当該品種登録に係る名称をそのまま用いる。
- 3 要綱第6条第3項において規定する育成者権の移転を承諾する旨を記載した書面の様式は、様式第3号のとおりとする。

(利用権等の許諾の手続き等)

第7条 要綱第7条第1項に規定する利用権等の許諾の手続き等は、別に定める秋田県職務育成品種許諾実施要領による。

- 2 要綱第17条第1項に規定する自家増殖の許諾の手続き等は、別に定める秋田県職務育成品種自家増殖許諾実施要領による。

(種苗生産に係る原種苗の譲渡の方法)

第8条 要綱第8条第1項及び第2項に規定する原種苗の譲渡手続きは次の各号に定めるところによる。

- (1) 秋田県職務育成品種許諾実施要領第5条の規定により利用権等の許諾を受け原種苗の譲渡を希望する者は、種苗生産に必要とする原種苗の譲渡について、様式第4号により知事に申請するものとする。
- (2) 知事は、保管する原種苗の量及び生産見込数量を勘案して譲渡可能数量を決定し、様式第5号により譲渡を希望する者に通知するとともに、原種苗を保有する場長等に対し、当該原種苗の譲渡を指示するものとする。
- (3) 前号により指示を受けた場長等は、譲渡を希望する者と売買契約の締結を行い、当

該原種苗を有償譲渡する。

(農作物生産に係る種苗の譲渡の方法)

第9条 要綱第9条第1項に規定する種苗の譲渡手続きは次の各号に定めるところによる。

- (1) 譲渡を希望する者は、農作物生産のための種苗の譲渡について、様式第6号の様式により知事に申請するものとする。
 - (2) 知事は、保有する種苗の量及び生産見込数量を勘案して譲渡可能数量を決定し、様式第7号により譲渡を希望する者に通知するとともに、種苗を保有する場長等に対し、当該種苗の譲渡を指示するものとする。また、当該種苗を自家増殖しないよう併せて通知し守らせるものとする。
 - (3) 前号により指示を受けた場長等は、譲渡を希望する者と売買契約の締結を行い、当該種苗を有償譲渡する。
- 2 要綱第9条第2項による譲渡手続きは、当該県有施設における通常の受注手続きと同様とする。
- 3 要綱第9条第3項に規定する品種利用料の額は、譲渡する種苗の種子に相当する価格について秋田県職務育成品種許諾実施要領第7条に規定する許諾実施工料に相当する額を徴収するものとする。

(品種登録等の通知方法)

第10条 要綱第10条第1項及び第2項に規定する通知は様式第8号及び第9号により行うこととする。

(登録補償金及び実施補償金の支払)

第11条 要綱第12条第1項に規定する登録補償金は、一登録品種につき1万円以下とし、様式第10号により通知するものとする。

- 2 要綱第12条第2項及び第3項に規定する実施補償金は、許諾実施工料額から登録料の額を差し引いた額の2分の1の額に相当する額とする。この場合の登録料の額は、許諾実施工料額算定期間の初日における育成者権の存続に要する1年分の額とする。
- 3 要綱第12条第4項に規定する実施補償金は、品種利用料額の2分の1の額に相当する額とする。
- 4 知事は、特別の事情があると認めるときには、前2項の規定にかかわらず、別に算定する実施補償金を支払うことができるものとする。
- 5 要綱第12条の登録補償金及び実施補償金は、当該品種を育成した職員が2名以上であるときはそれぞれ持ち分に応じて支払うものとする。
- 6 前5項の規定にかかわらず、当該品種を育成した職員は、登録補償金または実施補償金を請求する権利を放棄することができる。この場合において、当該品種を育成した職員は、様式第11号により知事に届け出るものとする。

(品種登録の継続及び中止、登録更新料の支払い)

第12条 要綱第13条第1項に規定する登録品種の継続期間の上限は、当該品種の品種登録の日から原則として9年間とする。ただし、普及状況等を勘案し、知事が継続を認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する上限を超えて品種登録を継続する場合の審査基準については、別に定める。
- 3 知事は、全ての品種について、毎年度その実施許諾実績等に基づいて審査し、登録を継続する優先順位を定めるものとする。
- 4 知事は、品種登録された職務育成品種について、品種登録料納付期限日の属する年度の前年度までに、前項の優先順位に基づいて予算の範囲内で品種登録料を納付するものとする。
- 5 要綱第13条第1項に規定する登録品種の品種登録の中止については、第1項に規定する上限を超える品種のほか、次の各号に掲げる登録品種について審査するものとする。
 - (1) 品種登録後過去3年間で実施許諾の実績がない品種
 - (2) 過去3年間の実施許諾の実績が低い品種
 - (3) その他知事が特に中止すべきと判断した品種

(退職者等の取扱い)

第13条 品種登録の出願及び品種登録に係る職務育成品種について、退職（在職死亡を含む）した育成者又はその承継人（以下「退職者等」という。）がある場合、当該退職者等については次により職員と同等に取り扱うものとする。

- (1) 第3条に規定する申出書の「育成者の氏名等」には、当該品種の退職者等について備考欄に次の事項を記載するものとする。
 - ア 退職者については、退職年月日及び現住所
 - イ 死亡者については、退職（在職死亡）年月日、死亡年月日、承継人の氏名、その育成者との続柄及び現住所
- (2) 要綱第6条第2項の名義変更承諾書の提出及び要綱第11条の報告は、退職者等からも職員に準じ求めるものとする。

附則 この要領は、平成24年 4月1日から施行する。

この要領は、平成25年 4月1日から一部改正施行する。

この要領は、平成26年 4月1日から一部改正施行する。

この要領は、平成27年 4月1日から一部改正施行する。

この要領は、平成28年 4月1日から一部改正施行する。

この要領は、平成29年 4月1日から一部改正施行する。

この要領は、平成31年 4月1日から一部改正施行する。

この要領は、令和2年 4月1日から一部改正施行する。

この要領は、令和2年 8月1日から一部改正施行する。

この要領は、令和4年 4月1日から一部改正施行する。

この要領は、令和6年12月1日から一部改正施行する。